

品川区商店街装飾灯補助金交付要綱

制定	昭和55年	7月1日	区長決定	要綱第103号
改正	昭和60年	6月26日	区長決定	要綱第292号
改正	平成4年	8月13日	区長決定	要綱第90号
改正	平成11年	5月10日	区長決定	要綱第73号
改正	平成13年	3月30日	部長決定	要綱第72号
改正	平成21年	9月15日	区長決定	要綱第398号
改正	平成23年	5月30日	区長決定	要綱第81号
改正	平成26年	4月1日	区長決定	要綱第82号
改正	平成27年	3月16日	部長決定	要綱第256号

(目的)

第1条 この要綱は、商店街が保有する装飾灯等が街の防犯に資することから、その管理に要する経費の一部を助成する品川区商店街装飾灯補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定め、区内商業の振興および安全・安心な街づくりに寄与することを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 区長は、次の各号に定める施設を保有する商店街（未組織商店街を含む。以下「補助事業者」という。）に対し、補助金を交付するものとする。

- ・ 装飾灯 商店街区の道路の照明を目的とし、原則として道路占用許可を得て設置された構造物（共架式装飾灯および片足アーチを含む。）
- ・ アーチ 商店街区の街区分を表すことを目的とし、原則として道路占用許可を得て設置された構造物
- ・ アーケード内電灯 商業活動の利便性を向上させることを目的とし、日よけ、雨よけまたは雪よけのために商店街区路面上に相当の区間連続して設けられる建築物、工作物その他の施設で、原則として道路占用許可を得て設置された施設に付属する照明用電灯

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象とする経費は、前条に定める施設に係る電気料、軽微な修繕費および清掃費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に定める基準により算出する。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書（第1号様式）を区長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第6条 区長は、前条の申請があった場合において、補助金を交付することを適当と認めるときは、補助金交付決定通知書（第2号様式）により補助事業者に通知するものとする。

2 区長は、補助金の交付決定に際して、条件を付けることができる。

(実績報告)

第7条 前条第1項の通知を受けた補助事業者は、必要な書類等を添えて、速やかに実績報告書（第3号様式）を区長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 区長は、前条の報告があった場合において、その内容およびこれに付した条件に適

合すると認めるときは、別表に基づき交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（第4号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 補助事業者は、前条の通知を受けたときは、速やかに請求書（第5号様式）を区長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第10条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第11条 区長は、補助金の交付を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

（違約加算金および延滞金）

第12条 区長は、第10条の規定により、この補助金の交付決定の全部または一部を取り消した場合において、補助金の返還を命じたときは、補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額（一部を返還した場合のその後の期間は既返還額を控除した額とする。）につき、年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満は切り捨てるものとする。）を納付させるものとする。

2 補助金の返還を命じた場合において、納期日までに補助金を納付しなかったときは納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合は切り捨てるものとする。）を納付させるものとする。

3 前2項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（延滞金の計算）

第13条 前条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付日の翌日以降の期間に係わる延滞金の基礎となる未納付額は、その納付額を控除した額によるものとする。

（補助金の経理等）

第14条 補助事業者は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（検査）

第15条 補助事業者は、区長が補助事業の運営および経理等の状況について検査を求めたときは、これに応じなければならない。

（適用）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については、品川区補助金等交付規則（昭和39年品川区規則第4号）の規定を適用する。

（委任）

第17条 この要綱の施行について必要な事項は、別に地域振興部長が定める。

付 則

この要綱は、昭和55年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和60年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成4年8月13日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

品川区商店街装飾灯補助金交付算定基準

	算定基準
装飾灯	1 本 = 5,600円
アーチ	1 基 = 11,200円
アーケード内電灯	1 本 = 1,250円

※特別措置

- ・緊急経済対策として、平成21年度より補助基準額を倍増
- ・電気料金値上げへの対策として、平成26年度より補助基準額をさらに2割増額

	算定基準
装飾灯	1 本 = 13,440円
アーチ	1 基 = 26,880円
アーケード内電灯	1 本 = 3,000円

備 考

- 1 上記の基準に実本数（基数）を乗じて補助金額を算出する。
- 2 商店街が前年度の1年間に実際に支払った電気料金、軽微な修繕費および清掃費が補助金額を下まわる場合は、実際に支払った額を補助金額とする。
- 3 年度途中で設置または廃止した場合の補助金額については、その事実の発生した日の属する月を含むものとし、月割計算とする。

(第1号様式)

年 月 日

品川区長あて

商店街名 _____

代表者
役職名・氏名 _____

住 所 _____

品川区商店街装飾灯補助金交付申請書

年度品川区商店街装飾灯補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 申請金額 _____ 円

2. 所有状況

内 容	数 量		備 考
	年4月1日現在	年4月1日現在	
装飾灯	本	本	
アーチ	基	基	
アーケード内電球	本	本	

(第2号様式)

文 書 番 号
年 月 日

商店街 _____

代表者 _____ 様

品 川 区 長

品川区商店街装飾灯補助金交付決定通知書

年度品川区商店街装飾灯補助金の交付について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 交付決定額 _____ 円

(第3号様式)

年 月 日

品川区長あて

商店街名 _____

代表者
役職名・氏名 _____

住 所 _____

品川区商店街装飾灯補助金事業実績報告書

年度品川区商店街装飾灯補助金交付の決定があった事業について、下記のとおり実績を報告します。

記

1. 装飾灯維持管理経費 _____ 円

2. 添付書類 領収書等の写し

(第4号様式)

文 書 番 号
年 月 日

商店街 _____

代表者 _____ 様

品 川 区 長

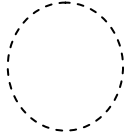
品川区商店街装飾灯補助金確定通知書

年 月 日付 文書番号 で交付決定した補助金について、提出された実績報告を審査した結果、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

- | | |
|--------------|---------|
| 1. 装飾灯維持管理経費 | _____ 円 |
| 2. 交付決定額 | _____ 円 |
| 3. 確定額 | _____ 円 |

(第5号様式)



捨印

請 求 書

請求額 _____ 円

年 月 日付 文書番号 で確定額の通知があった品川区商店街装飾
灯補助金について上記の金額を請求します。

年 月 日

品 川 区 長 あて

商店街名 _____

代表者
役職名・氏名 _____ 印

住 所 _____